

# 木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、国の社会資本整備総合交付金交付要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業)(平成22年3月26日付国官会第2317号)に基づき、市町村が実施する木造住宅居住安心支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 木造住宅居住安心支援事業

別表1に掲げる補助事業をいう。

### 二 既存木造住宅

次の全てに該当するものをいう。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- (2) 木造在来工法で建築された住宅
- (3) 2階建て以下の住宅
- (4) 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅(借家を除く。)

### 三 木造住宅耐震診断

知事が山梨県木造住宅居住安心支援事業費補助金実施要領で定める耐震診断方法で、既存木造住宅に対して実施するものをいう。

### 四 山梨県木造住宅耐震診断技術者

建築士の資格を有し、知事が認める講習会の受講修了者をいう。

### 五 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断

建築士の資格を有する者が、「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(令和6年1月30日付け国住市第40号)の(別添)「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づいて行う耐震診断をいう。

### 六 耐震判定委員会

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が、「耐震判定委員会 登録要綱」に基づいて登録した、建築物耐震診断・補強計画判定会のことをいう。

### 七 総合評点

山梨県木造住宅耐震診断技術者が診断したもので、耐震判定委員会による判定を受けた評点をいう。

### 八 耐震改修工事

木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上に改修する工事をいう。

#### 九 建替え工事

次のいずれかの既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築することをいう。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅
- (2) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅

#### 十 耐震シェルター工事

木造住宅耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の既存木造住宅に耐震シェルターを設置する工事をいう。

#### 十一 耐震改修設計

木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上にする設計をいう。

#### 十二 間接補助事業者

別表1に掲げる補助事業を利用する者をいう。

#### 十三 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）で定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。

#### 十四 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

#### 十五 利子補給制度

独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助事業名、補助対象、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表1に掲げるとおりとする。

2 別表1に掲げる補助事業のうち耐震シェルター設置支援事業について、1戸ごとの補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第4条 市町村長は、別表1に掲げる補助金の交付を受けようとするときは、事業に着手する前に木造住宅居住安心支援事業費補助金交付申請書（耐震診断にあつては様式第1、耐震改修・建替え・耐震シェルターにあつては様式第2）に別表2に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があつた場合は、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、木造住宅居住安心支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3）により、市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 知事は、補助金の交付を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

一 次のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

(1) 補助事業の内容の変更（補助金交付決定額に変更のない場合を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

二 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業内容の変更)

第7条 市町村長は、補助事業の内容に変更が生じる場合において、前条第一号（1）の規定により承認を受けようとするときは、木造住宅居住安心支援事業費補助金変更交付申請書（耐震診断の場合にあつては様式第4、耐震改修・建替え・耐震シェルターの場合にあつては様式第5）を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項に規定する補助金の変更申請書の提出があつた場合は、その書類を審査の上、変更の必要があると認めるときは、木造住宅居住安心支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6）により、市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、前条第一号（2）の規定により、承認を受けようとするときは、木造住宅居住安心支援事業の中止（廃止）承認申請書（様式第7）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項に規定する中止（廃止）承認申請書の提出があつた場合は、その書類を審査の上、支障がないと認めるときは、木造住宅居住安心支援事業の中止（廃止）承認通知書（様式第8）により市町村長に通知するものとする。

5 市町村長は、前条第二号の規定により指示を受けようとするときは、木造住宅居住安心支援事業の未完了報告書（様式第9）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市町村長は、規則10条に基づく補助事業の遂行状況について報告の求めがあつたときは、速やかに応じなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村長は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、木造住宅居住安心支援事業費補助金実績報告書（耐震診断にあつては様式第10、耐震改修・建替え・耐震シェルターにあつては様式第11）に別表2に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、市町村長は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに年度終了報告書（耐震診断にあつては様式第12、耐震改修・建替え・耐震シェルターにあつては様式第13）に別表2に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅居住安心支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第14)により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による額の確定後、市町村長に交付するものとする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、市町村長に対し、概算払により交付することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第12条 市町村長は、補助事業に関する証拠書類を整理し、補助事業を完了若しくは廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(指導等)

第13条 知事は、補助事業の適正な執行を確保するため、市町村長に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表 1

補助事業名	木造住宅耐震診断支援事業	木造住宅耐震改修等支援事業	耐震シェルター設置支援事業
補助対象	市町村が、山梨県木造住宅耐震診断技術者を間接補助事業者に派遣し、木造住宅耐震診断を実施するもの	市町村の補助を受けて間接補助事業者が耐震改修工事・建替え工事を実施するもので、次の全てに該当するもの 1. 建替えの場合は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること（※） 2. 建替えの場合は、原則として省エネ基準に適合すること（※） 3. 過去に木造住宅耐震改修設計支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと	市町村の補助を受けて間接補助事業者が耐震シェルター工事を実施するもので、次の全てに該当するもの 1. 1階に設置し、既存木造住宅に緊結するものであること。 2. 住宅1戸に対し、1箇所であること。 3. 過去に「木造住宅耐震シェルター設置支援事業」及び「耐震シェルター設置支援事業」の補助金の交付を受けていないこと
補助対象経費	市町村が行う耐震診断事業に要する経費	耐震改修を行う場合にあつては、耐震改修設計費及び耐震改修工事費を合算した額に対し、市町村が助成する経費 建替えを行う場合にあつては、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用相当分の額に対し、市町村が助成する経費	次のいずれかの耐震シェルターを設置する工事に対し、市町村が助成する経費 （1）他の都道府県が奨励する耐震シェルター等のうち一部屋型又はベッド型のもの （2）構造設計一級建築士が（1）と同等以上のものとして設計したもの
補助率 補助限度額	当該事業に要する経費の4分の1以内とし、1戸につき、16,500円を限度とする。ただし、耐震診断の結果、総合評点が1.0以上の場合は、1戸につき、13,200円を限度とする。	耐震改修を行う場合にあつては、耐震改修工事費の10分の3又は市町村が助成する額の10分の3（ただし、間接補助事業者が利子補給制度を利用する場合は、2分の1）のいずれか低い額とし、431,250円を限度とする。 建替えを行う場合にあつては、耐震改修工事費に要する費用相当分と建替えに要する費用を比較して低い額の10分の3又は市町村が助成する額の10分の3（ただし、間接補助事業者が利子補給制度を利用する場合は、2分の1）のいずれか低い額とし、431,250円を限度とする。	一世帯ごとの耐震シェルターの設置に要する費用の3分の1又は市町村が当該設置費用に助成する額の2分の1のいずれか低い額とし、120千円を限度とする。

※ 令和4年3月31日までに計画の策定に着手したものについては、適用しない。

別表 2

		県費交付申請時提出資料		実績報告又は年度終了報告時提出資料								
		事業計画書(※1)	収支予算書又はこれに代わるもの	業務委託(請負)契約書等の写し	業務完了報告書の写し	検査調査書の写し	耐震診断結果総括表(別紙4)	完了実績一覧表(※2)	工事実施状況調査書(※3)	支出命令書の写し	県交付決定通知書の写し	県繰越承認通知書の写し(※4)
補助事業名	木造住宅耐震診断支援事業	○	○	○	○	○	○			○	○	○
	木造住宅耐震改修等支援事業	○	○					○	○	○	○	○
	耐震シェルター設置支援事業	○	○					○	○	○	○	○

※1 耐震診断支援事業については別紙1、耐震改修等支援事業については別紙2、耐震シェルター設置支援事業については別紙3

※2 耐震改修等支援事業の場合にあつては別紙5、耐震シェルター設置支援事業の場合にあつては別紙6

※3 耐震改修等支援事業の場合にあつては別紙7、耐震シェルター設置支援事業の場合にあつては別紙8

※4 年度終了報告時に限る。